横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第1148号)

平成25年3月7日

横情審答申第1148号 平成25年3月7日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

平成24年9月19日建建審第433号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添文書建建審第460号 [特定年月日付けの質問申立書(5) について(回答)]は、事実に反する虚偽の回答文書であり、その有印虚偽記載の公文書を作成、決裁に関係した職員の氏名、所属、住所」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書建建審第460号 [特定年月日付けの質問申立書(5)について(回答)]は、事実に反する虚偽の回答文書であり、その有印虚偽記載の公文書を作成、決裁に関係した職員の氏名、所属、住所」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書建建審第460号〔特定年月日付けの質問申立書(5)について(回答)〕は、事実に反する虚偽の回答文書であり、その有印虚偽記載の公文書を作成、決裁に関係した職員の氏名、所属、住所」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成24年6月21日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件請求は、建築局建築審査部建築審査課が特定個人に回答した文書について、 当該回答文書の作成等に関わった職員の氏名、所属及び住所が分かる文書を請求し ているものである。

したがって、非開示決定を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち実施機関と特定個人との関わりがあったことを答えることとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち実施機関と特定個人との関係がなかったことを答えることとなる。その結果、実施機関と特定個人との関係の有無が明らかとなり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

(2) 特定個人が実施機関と何らかの関係があるという事実の有無は、当該特定の個人 に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を 識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお それがあるものである。そのため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号た だし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、非開示とすべき個人に関する情報を開示することになるのであれば、一部開示決定により対応すべきであり、本件処分は違法であると主張している。しかし、平成24年2月17日の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1020号等において、申立人本人が過去に提出した文書を添付して開示請求がなされた場合には、存否応答拒否処分を検討すべきであったとも考えられるとされていることから、同答申の趣旨を踏まえ、本件処分を行った。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、 次のように要約される。

- (1) 虚偽の理由で非開示となっているため本件処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関の担当職員が事実に反する虚偽の理由及び法令違反の基に作成した有印 虚偽記載の公文書作成の犯罪行為を隠蔽、幇助するために、職員の氏名、所属を非 開示とした決定は、違法、不当な決定である。仮に、個人の情報を含んだ開示であ るならば、個人情報の部分を非開示の黒塗りにすべきであって、本件処分は、違法、 不当な決定であることが明白である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求の開示請求書及び同請求書に添付された回答文書の記載内容から、本件 申立文書は、実施機関から申立人本人あてに出した回答文書について、その作成等 に関係した実施機関の職員の氏名、所属及び住所が記載された文書である。

- (2) 存否応答拒否について
 - ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、 当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
 - イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護

すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を 回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用 すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について応答することによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、 条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにして てしまうこととなるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかに にしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検 討する。

- イ 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に 含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ ととなるものを含む。)」については、開示しないことができると規定している。
- ウ 本件請求は、申立人が過去に実施機関から送付された回答文書を添付し、当該 文書に関係した者の情報に関する文書の請求をしているものである。そうすると、 特定の個人を名指しし、回答文書を送付した事実の有無を求めるものであると認 められる。

そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示者しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち、実施機関が特定個人に対して個別に回答等を行ったという事実があるという情報を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、実施機関が特定個人に対して個別に回答等を行った事実がないという情報を明らかにすることとなる。

このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は同

号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ これらのことから、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とする非 開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、 開示請求をなされた事項について実施機関が特定個人に対する回答等を行った事 実があるか否かという、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存 否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井惠里可

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成24年9月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年10月18日 (第144回第三部会)	・諮問の報告
平成24年10月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年10月25日 (第216回第一部会) 平成24年10月29日 (第223回第二部会)	・諮問の報告
平成24年12月20日 (第148回第三部会)	• 審議
平成25年1月17日 (第149回第三部会)	•審議
平成25年1月31日 (第150回第三部会)	• 審議